

老健局 重点事項説明資料

平成21年1月21日(水)
全国厚生労働関係部局長会議

1. 介護報酬改定について

(1) 介護従事者を取り巻く状況

○介護従事者は全産業と比較して離職率は高く、事業者の人材確保は困難。

○一般労働者の男女比、平均年齢、勤続年数及び平均賃金(きまって支給する現金給与額)

	男性				女性			
	構成比	平均年齢	勤続年数	平均賃金	構成比	平均年齢	勤続年数	平均賃金
産業計	68.0%	41.9歳	13.3年	372.4千円	32.0%	39.2歳	8.7年	241.7千円
ホームヘルパー	17.8%	36.7歳	3.5年	239.3千円	82.2%	45.3歳	5.1年	207.4千円
福祉施設介護員	29.5%	32.6歳	4.9年	225.9千円	70.5%	37.4歳	5.2年	204.4千円

○離職率：全産業 15.4% 介護職員・訪問介護員 21.6%

○有効求人倍率(平成19年度)：全産業(常用(含パート))0.97倍 介護関連職種(常用(含パート))2.10倍

※ 有効求人倍率の地域差 介護関連職種(常用(含パート))：東京都、愛知県3.52倍 ~ 沖縄県0.78倍

○昨年5月、介護従事者等の処遇改善に関する法律が全会一致で成立。

○ 介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律(平成20年法律第44号)

政府は、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護従事者等が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成二十一年四月一日までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○昨年10月30日に決定された「生活対策」において、平成21年度の介護報酬改定率をプラス3.0%とすることとされた。

(2) 平成21年度介護報酬改定の概要(平成20年12月26日社会保障審議会から答申)

平成21年度介護報酬改定 (+3.0%改定)

処遇改善の取組への
総合支援策

1. 介護従事者の人材確保・処遇改善

負担の大きな
業務への評価

専門性への評価・
介護従事者の定着促進

人件費の地域
差への対応

訪問系
サービス

サービス提供責任者の
業務への評価
認知症患者や独居高齢者
へのケアマネ業務の評価

・研修実施等の評価
・有資格者割合の評価

地域毎の
人件費を踏まえた見直し等

通所系
サービス

個別ニーズに応じた
対応への評価

・有資格者割合の評価
・一定以上の勤続年数者
割合の評価

施設系
サービス

夜勤業務への評価
看護体制の評価
重度化・認知症対応の
ための評価
看取り業務への評価

・有資格者割合の評価
・一定以上の勤続年数者
割合の評価
・常勤者割合の評価

2. 医療との連携や認知症ケアの充実

- (1) 医療と介護の機能分化・連携の推進
- (2) 認知症高齢者等の増加を踏まえた認知症ケアの推進

3. 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証

- (1) サービスの質を確保した上での効率的かつ適正なサービスの提供
- (2) 平成18年度に新たに導入されたサービスの検証及び評価の見直し

雇用管理改善に取り組む事
業主への助成(※)

効率的な経営を行うための
経営モデルの作成・提示

介護報酬改定の影響の
事後的検証(※)

介護従事者の処遇改善に向
けた取組に関する情報公表
の推進

潜在的有資格者養成支援等
の介護人材確保策(※)

社会的評価を高めるための
広報・普及(※)

(※) 予算案計上項目

2. 第4期計画期間の介護保険料について

(1) 保険料設定における留意点

○ 介護給付費準備基金については、従前から連絡しているとおり、各保険者において最低限必要と認める額を除き、基本的には、次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものと考えている。

当該基金の残高を有する保険者にとっては、できる限りこれを取り崩し、第4期介護保険料基準額の最終決定に当たっては、保険料の上昇を最小限のものとするについて十分検討されるよう改めてお願いしたい。

○ なお、各保険者より報告いただいている介護保険料の検討状況や介護給付費準備基金の残高等を勘案すると、現時点で、厚生労働省としては、全国平均での介護保険料基準額は、第3期と概ね同程度の水準になしうるものと考えている。

(2) 介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策

平成21年度の介護報酬改定（プラス3.0%）により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制等を行う。

(内容)

- プラス3.0%の介護報酬改定により介護従事者の処遇の向上を図る。
- このプラス3.0%の介護報酬改定に伴う保険料の上昇を抑制する措置を講じることとし、

改定による平成21年度の上昇分の全額

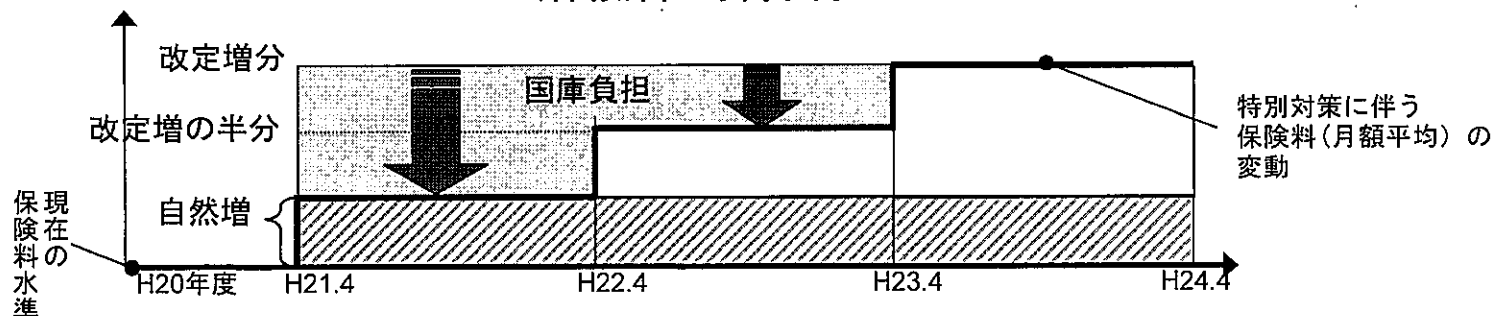
改定による平成22年度の上昇分の半額

について、被保険者の負担を国費により軽減。

- ・ 65才以上の者（第1号被保険者）の保険料分については、市町村に基金を設置。
- ・ 40～64才の者（第2号被保険者）の保険料分については、財政の厳しい組合等に限定して交付。

(所要額) 1,154億円

(保険料上昇抑制のイメージ)



3. 認知症対策の推進について

(1)平成21年度の取組

平成21年度予算(案)においては、従来の「認知症対策総合支援事業」を大幅に拡充し、「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の提言を踏まえた総合的な認知症対策を推進する。

認知症対策総合支援事業

平成21年度予算(案) 30億円 (対前年14億円増)

【平成21年度新規事業】

認知症対策普及・相談・支援事業

認知症の本人や家族などからの相談に対して、認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンターによる電話相談を実施 (実施主体:都道府県、指定都市 補助率:1/2)

認知症地域ケア多職種共同研修・研究事業

医師や認知症介護指導者等の認知症の専門家による研修や、行政機関・ボランティア団体等が参加する認知症地域ケアネットワークに関する研修等を実施 (実施主体:市町村(150か所) 補助率:1/2)

認知症対策連携強化事業

地域包括支援センターに認知症連携担当者を配置し、認知症疾患医療センター等と連携して、医療から介護への切れ目のない支援を実施 (実施主体:市町村(150か所) 補助率:定額(1か所当たり600万円))

若年性認知症対策総合推進事業

若年性認知症の総合相談窓口としてコールセンター(全国1か所)を開設するほか、若年性認知症者の就労支援ネットワークの構築、若年性認知症に関する先駆的事業の支援等を実施 (実施主体:都道府県 補助率:1/2)

(2) 今後の認知症対策の全体像

今後の認知症対策は、早期の確定診断を出発点とした適切な対応を促進することを基本方針とし、具体的な対策として、①実態の把握、②研究開発の促進、③早期診断の推進と適切な医療の提供、④適切なケアの普及及び本人・家族支援、⑤若年性認知症対策を積極的に推進する。

	実態把握	研究開発	医療対策	適切なケアの普及 本人・家族支援	若年性認知症
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 正確な認知症患者数や、認知症に関わる医療・介護サービス利用等の実態は不明 	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い分野にわたり研究課題を設定しており、重点化が不足 	<ul style="list-style-type: none"> 専門医療を提供する医師や医療機関が不十分 BPSDの適切な治療が行われていない 重篤な身体疾患の治療が円滑でない 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症ケアの質の施設・事業所間格差 医療との連携を含めた地域ケアが不十分 地域全体で認知症の人や家族を支えることが必要 認知症の人やその家族に対する相談体制が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症に対する国民の理解不足 「医療」「福祉」「就労」の連携が不十分
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 医学的に診断された認知症の有病率の早急な調査 要介護認定で使用されている「認知症高齢者の日常生活自立度」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 各ステージ(①発症予防対策、②診断技術向上、③治療方法開発、④発症後対応)毎の視点を明確にした研究開発の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 早期診断の促進 BPSD急性期の適切な医療の提供 身体合併症に対する適切な対応 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症ケア標準化・高度化 医療との連携を含めた地域ケア体制の強化 誰もが自らの問題と認識し、認知症に関する理解の普及 認知症の人やその家族に対する相談支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症に関する「相談」から「医療」「福祉」「就労」の総合的な支援
対策	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の有病率に関する調査の実施 認知症に関わる医療・介護サービスに関する実態調査の実施 より客観的で科学的な日常生活自立度の検討 	<p>経済産業省、文部科学省と連携し、特に①診断技術向上、②治療方法の開発を重点分野とし、資源を集中</p> <ul style="list-style-type: none"> アルツハイマー病の予防因子の解明(5年以内) アルツハイマー病の早期診断技術(5年以内) アルツハイマー病の根本的治療薬実用化(10年以内) 	<p>【短期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症診断ガイドラインの開発・普及支援 認知症疾患医療センターの整備・介護との連携担当者の配置 認知症医療に係る研修の充実 <p>【中・長期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症に係る精神医療等のあり方の検討 	<p>【短期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症ケアの標準化・高度化の推進 認知症連携担当者を配置する地域包括支援センターの整備 都道府県・指定都市にコールセンターを設置 認知症を知り地域をつくる10か年構想の推進 <p>【中・長期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症ケアの評価のあり方の検討 認知症サポーター増員 小・中学校における認知症教育の推進 	<p>【短期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症相談コールセンターの設置 認知症連携担当者によるオーダーメイドの支援体制の形成 若年性認知症就労支援ネットワークの構築 若年性認知症ケアのモデル事業の実施 国民に対する広報啓発 <p>【中・長期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症対応の介護サービスの評価 就労継続に関する研究

4. 介護関連施設の整備について

地域密着型サービスをはじめとする高齢者福祉サービスの基盤整備を推進することにより、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、各都道府県におかれては、次の事項について、管内市区町村及び（市区町村を通じて）関連事業者等への周知徹底を図るようお願いしたい。

また、都道府県・指定都市・中核市におかれては、広域型の特別養護老人ホーム等一般財源化された（旧）都道府県交付金の対象施設の整備について、地域のニーズを踏まえ、特別の地方債を活用しつつ計画的に進められたい。

地域密着型サービス等の計画的な基盤整備

地域密着型サービスの基盤整備

面的整備計画（第4期介護保険事業計画等と調和のとれたもの）を策定し、地域密着型サービス基盤の整備を推進すること。

市町村提案事業の活用

市町村提案事業の活用による「地域交流スペース」等の整備は、商店街の空き店舗など既存の社会資源を活用することにより、地域活性化の観点からも有効であるため、まちづくり部局等とも連携しながら、高齢者福祉サービスの基盤整備の推進を図ること。

交付金を活用し、重点的に推進する事業

平成21年度新規

小規模福祉施設の sprinkler 整備事業

消防法施行令の改正に伴い、平成21年4月1日から小規模の福祉施設にも sprinkler 設置が義務づけられるため、新たに sprinkler 設置費用を交付金の対象とする。

(既存施設は、平成23年度末までの経過措置が消防法施行令において認められているため、平成23年度までの時限措置とする。)

交付金を活用した早急な sprinkler 設置を図り、入居者の安全確保の徹底を図りたい。

【対象施設】 既存の小規模福祉施設（延べ床面積275～1,000㎡）であって、交付金の対象となっているもの。

- ・小規模の特別養護老人ホーム（定員29名以下）
- ・小規模の介護老人保健施設（定員29名以下）
- ・認知症高齢者グループホーム

【交付金単価】 9,000円（1㎡あたり）

平成18年度～

介護療養病床転換に係る整備事業

利用者のニーズに合ったサービスを適切に提供するという観点から、平成23年度末までに介護療養病床の転換を計画的に進めていくもの。交付金を活用の上、転換整備を計画的に進めていくことが重要。

平成20年度～

高齢者安心住空間整備事業

国土交通省との連携により、公的賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備し、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう支援する事業。住宅部局と連携しつつ、交付金を活用の上、積極的な事業推進を図りたい。

5. 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制) →

(監査指導時) →

(監査中の事業廃止等) →

(指定・更新時) →

(廃止時のサービス確保)

事業者の法令遵守が不十分

事業者の本部への検査権限がない

不正事業者による処分逃れ

「一律」連座制の問題

事業廃止時のサービス確保対策が不十分

- 不正行為への組織的な関与が確認できない

- 監査中の廃止届により処分ができない
- 同一法人グループへの譲渡に制限がない

- 組織的な不正行為の有無に関わらず一律連座
- 一自治体の指定取消が、他の自治体の指定権限を過度に制限

業務管理の体制整備

本部への立入検査等

処分逃れ対策

指定・更新の欠格事由の見直し

サービス確保対策の充実

- 新たに事業者単位の規制として法令遵守の義務の履行が確保されるよう、**業務管理体制の整備を義務付け**※等

- 不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、国、都道府県、市町村の事業者の本部への立入検査権を創設

- 事業所の廃止届を事後届出制から事前届出制へ。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加等

- いわゆる連座制の仕組みは維持し、**不正行為への組織的な関与**※の有無を確認し、自治体が指定・更新の可否を判断

- 事業廃止時のサービス確保に係る事業者の義務を明確化

- 事業者の規模に応じた義務とする

- 業務管理体制に問題がある場合は、国、都道府県、市町村による事業者に対する是正勧告・命令権を創設

- 指定取消を受けた事業者が**密接な関係にある者**※に事業移行する場合について、指定・更新の欠格事由に追加

- 広域的な事業者の場合は、国、都道府県、市町村が十分な情報共有と緊密な連携の下に対応

- 事業者がサービス確保の義務を果たしていない場合を、勧告・命令の事由に追加
- 行政が必要に応じて事業者の実施する措置に対する支援を行う

施行期日：平成21年5月1日(予定)

※は主な省令事項